平成３０年度第１回　大阪府立学校いじめ防止対策審議会議事録

平成３０年７月１９日（木）

９：３０～１１：１０

於：府庁新別館北館防災活動スペース３

出席者　伊山喜二（社会福祉法人南河学園）、西井恵子（大阪府臨床心理士会）

峯本耕治（大阪弁護士会）、山下仰（武庫川女子大学教授）

山本　千尋（府立高等学校PTA協議会）

欠席者　新井肇（関西外国語大学教授）

○事務局　大阪府立学校いじめ防止対策審議会規則第７条２、委員の過半数が出席されているので審議会の成立を確認します。会長の選出につきまして、どなたかご意見はないですか。

○委員　昨年度に引き続きまして峯本委員にお願いしたい。

○委員　お受けいたします。

○委員　いじめ防止対策について、事務局より説明いただきたい。

○事務局　平成３０年２月の中退防止フォーラムや６月に開催したいじめ防止フォーラムにおいて、不登校生徒への支援方法について周知を図るとともに、法に基づいた組織対応の重要性について周知した。また、各学校がいじめ防止基本方針を７月末までに改訂できるよう、府いじめ防止基本方針の改定根拠についても併せて説明を行った。また、この７月に開催した生徒指導主事を対象にした研修の場で、福祉の視点を活かしたアセスメント支援対策について周知を行っている。さらに、スクールロイヤー制度については、大阪弁護士会にも協力をいただき、この６月より試行実施したところ。教育庁では、これまでも「人間関係づくり」や「携帯・ネットに関わる問題」などをテーマにした教材や指導案を作成し、活用を促してきた。学校現場に対しては、さらに「違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育」の取組みを進めていく必要性を感じている。今後の府のいじめ防止施策について、ご協議をいただきたい。

○委員　私は学校現場へ行く機会がよくある。その中で、「いじめ対策についてはどのようにしておられますか」ということも各学校に対して聞いている。すると、校内の組織図というものを十分把握できていない学校もあれば、月１回必ずいじめ防止対策委員会をやっているというような学校もあり、学校によって温度差がある。アンケートについても、実施はしているが消極的な学校もある。逆に指摘があれば積極的に聴き取るという学校もある。このような温度差をどのように解消していくのかということが重要だと思う。教育庁でも未然防止や早期発見、早期対応についての研修をしているようなので、その研修内容が実際に動いておられる先生にまで周知できれば良いと思う。

〇委員　スクールカウンセラーについて。生徒はやはり学校の先生にも話しにくい、すぐ親に言われるのではないかという不安がある。そこで、第三者として学校に伝えてもらえるという意味合いでスクールカウンセラーを活用してくれていると思う。学校に直接利益関係がなくて、しかも中立であって、さらに専門的な知識があるということが、外部人材の強みだと思う。スクールソーシャルワーカーも、社会資源のことを詳しく知っているので、そういった外部の専門家が学校に入ることで、先生方も保護者の方も安心することができる。学校の先生方というのは、その多くが生徒を何とかしてあげたいという強い気持ちをお持ちである。生徒や保護者にとっては、やはり「直接学校と関係ないという中立的なイメージ」と「専門家であるという安心感」の二つを感じていただくことができると思う。より中立的でしかも先生方より専門的な知識を持っている人たちが対応してくれる、ということで先生方も生徒保護者も安心できることになっていると思う。

○委員　アンケートでいじめの具体例を聴き取りしない学校がある。これは非常にまずい。

○委員　教育庁では研修をされて、学校から代表１名に来てもらっていると思う。でも、その研修の内容をきちんと学校で教職員に伝えてもらわないと意味がない。代表者に伝える方法しか取れないと思うが、この辺りが心配である。

○委員　アンケートについては、担任の先生しか見ていないとか、やっているのだけれども、組織対応ができていないケースもあると思う。その内容について複数がチェックするとか、人権担当の先生が必ず見るとか、スクールカウンセラーが見るとか各校でルールを作る必要がある。

○委員　アンケートに何か書いてくるということは非常に緊急性が高い。アンケートのチェックを担任一人に任せてはいけない。

○委員　担任に任せるとどうしても漏れることが出てくる。組織で対応することが重要。

○委員　学校としては事を荒立てることが良くないという判断が、まず、先に来てしまうことがある。だから研修をしていただくことは重要だが、研修を受けた先生だけで止まってしまっては意味がない。学校内で先生全体に研修をするような、そのようなものがもう少しあったほう良い。その校内研修の場に是非スクールカウンセラーをもっと気軽に呼んでくれれば良いと思う。また、学校全体の組織であるとか雰囲気であるとか、先生同士の人間関係の風通しを良くするということもとても大事だと思う。

○委員　いじめの未然防止というのは、なかなか難しい。高校には声の箱みたいな生徒が自由に入れられる、そのような意見箱のようなものはあるのか。

○事務局　アンケートは少なくとも年に３回は実施している。目安箱のようなものは各学校に設置しており、いつでもその意見を取り組んでいける体制を整えている。

○委員　入学時に生徒の思いを吸い上げるようなシステムはあるのか。

○事務局　入学時に関しては、生徒や保護者のニーズや思いを把握するために、高校生活支援カードというものがある。

○委員　外部の人材という形で言うとスクールカウンセラーについては、すべての府立高校に導入していただいている。スクールソーシャルワーカーについても有難い。また、スクールロイヤー制度については、今年度の６月より試行実施ということなので、是非次年度から本格実施してほしい。今、学校の先生方というのは業務が多種多様に渡り、本当に忙しくされている。働き方改革の観点からも外部人材の登用を行ってほしい。それから、アンケートについて、生徒が何か書いているのに、そのままで終わっているということがあるのであれば不安である。他の自治体でアンケートを通じて生徒がいじめのSOSを出していたのに、先生が対応せずに重大事案に至ったということがあった。なので、担任の先生一人に任せるのではなく、複数の先生がチャックするなり、スクールカウンセラーにチェックしていただく等の体制作りが大事だと思う。そして、最近のいじめは陰湿になってきている。なかなか表に出てこない。ネット上のいじめが増加していると感じる。だからネットに係る問題についてもっと取り上げてほしい。スマートフォンが一気に普及しているが、我々大人が、使い方を知らなければ子どもたちに注意することができない。逆に子どもたちの方が使い方をよく知っている。だから保護者の方も使い方を勉強する必要がある。

○委員　いじめ対策については特に、今、組織で対応するということが非常に大事である。いじめ対応について、今までの生徒指導分野では基本的には学校長の裁量に委ねられていた部分がある。ところが現在は、「いじめと捉えてこのようにしなければならない」「このようなことをしていかなければならないのだ」ということが法律で明確に規定された。今のところ、先生方に専門知識がまだ少し徹底されていないと思う。色々なマニュアル的なものは作られているが、法律に照らし合わせて取組む必要がある。だから、「これに従わなければ法律違反に問われるのですよ」ということを徹底して伝えていく作業が必要だと思う。子どもたちのトラブルが非常に増えているが、それらを全て組織対応で行うことが、子どもたちの教育的な観点からも必要な時期にきている。それともう一つはやはり、定期的に対策組織を開いてそこに必ず挙がってくるようなシステムを作ってやるとか、シグナルを発見すればこの先生に連絡してその先生がどのようなことを決めて何をやるのかということがきちんとマニュアル化されて、システムとして動いていくようになっていくとかということが大事。そのようなモデルを積極的に聞かれて、それをやってくださいという形で、教育庁の方から出していただいたらいいと思う。外部人材の活用については進んできている。ただ、その使い方とか、校内体制の問題とかもあるが、使い方も含めてこれもモデル化しながら伝えていけば良いと感じる。ぜひ外部人材の拡充をしていただきたい。

〇委員　では、重大事態の審議を行います。

（個別事案の審議のため非公開）

事務局　ありがとうございました。これをもちまして本日の審議会を終了いたします。